

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、幹事会は、規約第3条に掲げる事項に関し必要な協議又は調整をするものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、稲沢市、祖父江町及び平和町の助役並びに稲沢市市長公室長、稲沢市総務部長、祖父江町総務部長、祖父江町合併推進局長及び平和町総務部長をもって充てる。

3 幹事会に幹事の互選による幹事長及び副幹事長2人を置く。

4 幹事長は、会務を掌理し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となり、幹事会を代表する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した副幹事長がその職務を

代理する。

6 幹事会にオブザーバーを置き、愛知県尾張事務所行政企画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、必要に応じて、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事会に、専門部会及び分科会を置く。

2 専門部会及び分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。